

議案第19号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年三朝町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
(町税事務職員の特殊勤務手当) 第3条 町税事務職員の特殊勤務手当は、町税事務を所管する課の職員が、 <u>納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う町税の徴収事務に従事したときに支給する。</u>	(町税事務職員の特殊勤務手当) 第3条 町税事務職員の特殊勤務手当は、町税事務を所管する課の職員が、 <u>町税の賦課（評価事務を含む。）又は徴収事務に従事したときに支給する。</u>
2 前項の手当の額は、 <u>職員が事務に従事した日1日につき1,000円とする。</u>	2 前項の手当の額は、 <u>当該職員の受ける給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。</u>
第4条～第9条 略	第4条～第9条 略

(下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第10条 下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当は、供用後の下水道施設の嫌悪な維持管理の業務に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき1,000円とする。

第11条 略

(下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第10条 下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当は、下水道施設の維持管理、検査、工事、料金の賦課徴収、現金取扱等の業務に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、当該職員の受ける給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。

第11条 略

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

前 五 章	附 則
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(当市下水道業務に従事する職員)</p> <p>当市下水道業務に従事する職員は、本条例の定める事項に従って業務に従事し、その業務に従事する期間中は、本条例の定める事項に従って業務に従事する。</p> <p>本条例の定める事項は、当市の下水道業務に従事する職員に適用する。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(当市下水道業務に従事する職員)</p> <p>当市下水道業務に従事する職員は、本条例の定める事項に従って業務に従事し、その業務に従事する期間中は、本条例の定める事項に従って業務に従事する。</p> <p>本条例の定める事項は、当市の下水道業務に従事する職員に適用する。</p>
第 2 章 職 員	第 2 章 職 員
第 3 章 給 付	第 3 章 給 付
第 4 章 考 察	第 4 章 考 察
第 5 章 罰 則	第 5 章 罰 則